

立川市「週休2日交替制工事（建築・電気・機械）」実施要領

1 目的

この要領は、立川市の発注する工事において、週休2日の取組を指定する工事の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、技術者及び技能労働者が4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。

(3) 従事期間

技術者及び技能労働者が、現場に最初に従事した日から、最後に従事した日までをいう。ただし、期間内に現場に従事しない期間がある場合は、その期間は従事期間に含まないものとするほか、受発注者間の協議により、従事期間について適宜設定することができる。

(4) 4週8休以上

従事期間に対する技術者及び技能労働者の休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(5) 交替制

対象期間において、週休2日を交替で行ったと認められる状態をいう。

(6) 技術者及び技能労働者

施工体制台帳上の元請及び下請技術者等のことをいう。

3 対象工事

工事内容及び施設の実情等により「週休2日促進工事」がなじまない工事を対象とすることができる。この場合、対象工事である旨等の明示は、工事特記仕様書に記載するものとする。なお、適用に当たっては、事前に工事担当課と協議すること。

4 積算方法等

(1) 補正方法

対象期間において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価と、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）（以下「市場単価等」という。）の労務費）を補正する。

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に東京都財務局「週休2日交替制工事」実施要領に定める補正係数を乗じて補正する。

イ 市場単価等

市場単価等は、東京都財務局「週休2日交替制工事」実施要領に定める補正率を乗じ、単

価を補正する。なお、新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率、執務並行改修の場合は執務並行改修補正率を用いて補正すること。

(2) 積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、(1)により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。交替制の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、立川市工事請負契約約款第23条の規定に基づき契約金額のうち労務費補正分を減額変更する。

5 交替制の確認方法

- (1) 受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための具体的な施工体制の内容、休日確保状況の確認方法等を監督員に提示する。
- (2) 受注者は、工事の進捗に合わせ適宜、(1)で定めた技術者及び技能労働者の休日確保状況及び休日率を監督員に報告する。

6 留意事項

- (1) 交替制の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- (3) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間及び概成工期を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。また、受注者は、他業種への工期のしわ寄せが生じないように、概成工期を考慮したうえで実施工程表を作成すること。
- (4) 監督員は、統括安全衛生責任者等を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者等を選任している受注者が不在となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (5) 週休2日交替制工事の見える化として、施設管理者の承諾を前提に週休2日交替制工事である旨を仮囲い、現場事務所の入り口、作業員詰所等に明示する。
- (6) 全体工期のしわ寄せがないよう、関連工事の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。
- (7) 工期や契約金額等について、下請へのしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の見積りに当たっては、見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う「週休2日交替制工事」である」旨が明記してあることを、施工体制台帳等（下請との契約書の写し、下請契約の見積書等）により監督員が確認する。

7 その他

週休2日交替制工事について、アンケート等を実施する場合は協力すること。

8 適用

この要領は、令和8年4月1日以降起工する案件に適用する。